



子どものための教育・保育給付認定申請についてのお知らせ

令和元年10月1日より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

保育料の無償化を受けるためには、申請書の提出及び市からの認定が必要となりますので、下記をご確認の上、期限内に必要な書類を園へご提出ください。

※預かり保育料の無償化に関しては、別途「子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号)」を受ける必要があります。

記

1. 提出物

別紙「子どものための教育・保育給付認定申請書」

※宇部市ウェブサイト申請書の記入例を掲載しておりますのでご参照ください。

(https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/hoikuen_youchien/1020559/1020579.html)



2. 提出期限

園の指定する日

3. 家族状況等の変更に伴う必要書類について

家族状況等の変更があった際には、市役所保育幼稚園課及び在園中の園まで、速やかに届出をお願いします。在園中の場合は、園を通じて、以下の必要書類を提出してください。

なお、変更は原則として、翌月からの適用となりますのでご注意ください。

変更事項	提出書類	提出期限	備考
結婚	家族状況変更届	随時（結婚後速やかに）	
離婚	家族状況変更届	随時（離婚後速やかに）	離婚成立後、同居を継続している場合は同一世帯として判断します。
家族状況	家族状況変更届	随時（変更後速やかに）	出生、転居（祖父母と同居開始、終了等の世帯員の一部転居含む。）、氏名変更等の変更
障害者手帳	障害者手帳写し	随時 (手帳交付、喪失後速やかに)	新たに障害者手帳の交付を受けた場合や喪失した場合は届け出てください。
確定申告 (申告、修正等)	—	—	保育幼稚園課に連絡してください。

ご不明な点は保育幼稚園課（Tel 34-8327）へ
お問い合わせください。